

○東京藝術大学学内規則等に関する規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成18年1月10日 平成19年7月23日
平成22年5月21日 平成25年10月24日
平成26年3月27日 平成27年3月26日
平成30年5月22日

(趣旨)

第1条 この規則は、本学における学内規則の種類、制定手続及び形式その他必要な事項について定めるものとする。

(種類)

第2条 学内規則の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学則（附属高校にあっては、校則。以下同じ。）
- (2) 規則（通則を含む。以下同じ。）
- (3) 細則
- (4) 内規

(制定事項の内容)

第3条 学則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条に規定する事項について定めるものとする。

- 2 規則は、学則の定めに委任された事項のうち、本学の教育研究及び管理運営に関する重要事項について定めるものとする。
- 3 細則は、規則を実施するために必要な事項について定めるものとする。

- 4 内規は、規則又は細則を実施するために必要な事項について定めるものとする。

(審議機関及び制定者)

第4条 学則及び規則は、役員会、経営協議会又は教育研究評議会（以下「審議機関」という。）の意見を参考として、学長が定める。ただし、審議機関へ提案するに当たっては、教授会、委員会等の意見を参考にするものとする。

- 2 細則及び内規は、学長、副学長又は部局等（各学部、各大学院研究科、附属図書館、大学美術館、社会連携センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター、芸術情報センター、藝大アートプラザ、音楽学部附属音楽高等学校及び事務局をいう。以下同じ。）の長が定める。ただし、全学に関連するものについては前項の規定を準用する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、学長は、学則又は規則を改正する場合で、その内容が法令の改正に伴う条文の整備その他軽微なものであるときは、審議機関における審議を省略することができる。

(制定等の協議)

第5条 学内規則を制定又は改廃しようとするときは、総務課と協議するものとする。ただし、部局等限りの軽微なものについてはこの限りではない。

(記号及び番号)

第6条 学内規則を制定又は改廃したときは、その種類ごとに、記号及び番号を付すものとする。

2 前項の番号は、暦年ごとに一連の番号を付すものとする。

(学内周知)

第7条 学内規則を制定又は改廃したときは、規則集(学内向けウェブサイト)への掲載その他の方法により、学内に周知するものとする。

(要項等)

第8条 学内規則のほかに必要に応じ、要項及び申合せ等(以下「要項等」という。)を定めることができる。

2 要項等については、その内容に応じ第4条から前条までの規定を準用する。

(報告)

第9条 部局等の長は、部局等における細則及び内規(第4条第2項ただし書きを除く。)を制定又は改廃したときは別紙1のとおり、要項等を制定又は改廃したときは別紙2のとおり、速やかに学長に報告するものとする。

(学外公開)

第10条 学内規則は、本学公式ウェブサイトへの掲載その他の方法により、学外に公開するものとする。

2 要項等は、必要に応じ、学外に公開することができるものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学学内規則等の立案手続き要領(昭和61年2月28日)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年1月10日から施行し、平成17年11月17日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年5月22日から施行する。

別紙 1

〇〇芸〇第〇〇号
(元号) 〇年〇月〇日

学 長 殿

〇〇〇〇長 〇 〇 〇 〇
(公印省略)

〇〇〇〇の制定について (報告)

このことについて、別紙のとおり制定したので報告します。

別紙2

〇〇芸〇第〇〇号
(元号) 〇年〇月〇日

学 長 殿

〇〇〇〇長 〇 〇 〇 〇
(公印省略)

〇〇〇〇の制定について (報告)

このことについて、別紙のとおり制定したので報告します。

学外公開の可否 (いずれかに○)	可 ・ 否
否の場合、その理由	